

新開明野元町町内会 規約

第1章 総則

第1条(名称)

当会は、「新開明野元町町内会」と称する。

第2条(区域)

当会が管轄する区域は、北海道苫小牧市新開町及び明野元町全域とする。

第3条(事務所)

当会の事務所は、新開明野元町町内会 集会所(北海道苫小牧市明野元町2丁目12番3号に所在)に置く。

第4条(目的)

当会は、区域内住民相互の親睦と融和を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図る。

第5条(事業)

当会は、前条の目的を達成するため次の各号の事業を行う。

- (1)区域内住民相互の親睦と融和に関する事。
- (2)区域内の生活環境の整備及び改善に関する事。
- (3)区域内住民の福祉、交通安全、防災及び防犯に関する事。
- (4)青少年の健全育成、文化及び体育の振興に関する事。
- (5)その他当会の目的の達成に必要と認められた事業に関する事。

第2章 会員

第6条(会員の資格)

当会の会員の資格は次の各号の通りとする。

- (1)正会員 第2条に定める区域内に居住する世帯。
- (2)賛助会員 第2条に定める区域内に事務所を有する法人等。

第7条(入会)

当会に入会しようとする者は、会長に「町内会入会申込書(別紙第1)」を提出しなければならない。

2 当会は正当な理由がない限り、入会を拒んではならない。

第 8 条(退 会)

会員の退会は次の各号の通りとし、会長に「町内会退会届(別紙第 2)」を提出する。

- (1)会員の申し出があった時。
- (2)会員が住所を区域外に移した時。

第 9 条(会員の権利と義務)

会員は、次の各号の権利を有する。

- (1)当会の計画する各種事業への参加。
- (2)当規約に基づく役員の見候補権及び被見候補権。但し、賛助会員は表決決定権を有しない。

2 会員は、次の各号の義務を負う。

- (1)別に定める町内会費の納入。
- (2)当規約に基づく諸会議への出席。

3 退会した会員は、納入した町内会費その他の拠出金品の還付請求及び払い戻しを受ける事は出来ない。

第 3 章 役 員

第 10 条(選任役員)

当会は、次の各号の役員を置く。

- (1)会 長 1 名
- (2)副 会 長 2 名
- (3)総務部長 1 名
- (4)会計部長 1 名
- (5)監 査 2 名

第 11 条(選 任)

選任役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監査と他役員の兼務は出来ない。

第 12 条(職 務)

会長は、当会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在発生時は予め会長が指名した順位にてその職務を代行する。

3 総務部長は、会務を記録し、当会の内外への連絡、調整及び広報を行う。

4 会計部長は、当会の出納事務を処理し、必要な書類を保管及び管理する。

5 監査は、当会の会計状況及び業務執行状況を監査し、不正の事実を発見した時は総会に報告する。尚、不正の報告をするために総会が必要と判断する時は、総会開催の請求又は総会を招集する。

第 13 条(任 期)

役員任期は原則 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 役員が任期中に不在となった時、後任役員任期は前任役員在任期間とする。
- 3 役員は、後任者が就任するまでの期間、その職務を行わなければならない。

第 14 条(顧問及び相談役)

当会は、役員会が推薦する顧問及び相談役を若干名置く事が出来るものとし、総会にてこれの承認を得る。

- 2 顧問及び相談役は、必要に応じて総会又は役員会に出席出来る。

第 4 章 組 織

第 15 条(専門部)

当会は、事業遂行を円滑に行うため、次の各号の専門部を置く事が出来る。

- (1)総 務 部
- (2)会 計 部
- (3)環境衛生部
- (4)厚 生 部
- (5)防 災 部
- (6)防 犯 部
- (7)青 少 年 部
- (8)女 性 部
- (9)その他必要と認められた専門部

- 2 専門部の設置数及び人員構成については、事業計画により会長及び選任役員が役員会に諮り決定する。
- 3 専門部の取り組むべき事業内容及び体系は別紙第 3 を原則とする。
- 4 各部毎に部長 1 名、副部長若干名、部員若干名を配置する。尚、部長及び副部長は会長が任命し、役員会に報告する。

第 16 条(班)

当会は、会員の各種事業への参加及び意見を広く事業運営に反映し、事業遂行を円滑に行うため、当会を小単位に分割した「班」を置く事が出来る。

- 2 小単位の「班」の区分は、役員会にて決定する。
- 3 小単位の「班」には、班長を置く。
- 4 班長は、各班に分類される会員の中から選出し、役員及び専門部構成員はこれを免除する。尚、任期は 6 か月(前期は 4 月から 9 月、後期は 10 月から翌年 3 月)とする。

第5章 総会

第17条(種類)

総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年4月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めた時又は会員の3分の1以上から総会開催の目的たる事項を示し、請求があった時に開催する。

第18条(構成)

総会は、会員をもって構成する。

第19条(招集)

総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第17条第3項の規定により請求があった時は、可能な限り早期に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する時は、会員に対し、会議の目的、内容、開会日時並びに場所を示し、開会の5日前までに通知しなければならない。

第20条(決議事項)

総会は、次の各号の事項を決議する。

- (1)規約の制定及び改廃に関する事。
- (2)選任役員の選任及び解任に関する事。
- (3)事業報告及び決算の承認に関する事。
- (4)事業計画及び予算の決定に関する事。
- (5)町内会費の額及び徴収方法に関する事。
- (6)その他東海の運営に関する重要な事項。

第21条(議長)

総会の議長は、会長または会長が指名した者とする。

第22条(議決)

総会の議決は、出席会員数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第23条(総会の議事録)

総会の議事については、次の各号の事項を記載した議事録を作成する。

- (1)開会日時並びに場所
- (2)会員の現在数及び出席者数(委任状等提出者を含む)

(3)開会目的、審議及び議決内容

(4)議事経過の概要

(5)議事録署名人の選任に関する内容

2 議事録には、議長及びその会議で選任された議事録署名人 2 名以上の署名捺印をしなければならない。

第 6 章 会 議

第 24 条(会議の種類)

当会は、総会以外に次の各号の会議を置く事が出来る。

(1)役員会

(2)部長会

(3)専門部会

(4)班長会

(5)その他必要と認められた会議

第 25 条(役員会)

役員会は、下表に定める。

構 成	1 選任役員(会長、副会長、総務部長、会計部長及び監査) 2 各専門部の部長及び副部長 3 その他必要と認められた場合に班長又は会長が指名した会員等
招 集	1 定例的に原則 1 か月 1 回 2 会長が必要と認めた時
議決事項	1 総会に付議すべき事項 2 総会で議決した事項の執行に関する事項 3 その他総会で議決を要しない会務の執行に関する事項
議 長	1 会長又は会長が指名した者

第 26 条(部長会)

部長会は、下表に定める。

構 成	1 選任役員(会長、副会長、総務部長、会計部長及び監査) 2 各専門部の部長及び副部長 3 その他必要と認められた場合に班長又は会長が指名した会員等
招 集	1 会長が必要と認めた時
議 長	1 会長又は会長が指名した者

第 27 条(専門部会)

専門部会は、下表に定める。

構 成	1 各専門部の部長、副部長及び部員 2 その他必要と認められた場合に班長又は部長が指名した会員等
招 集	1 部長が必要と認めた時
議決事項	1 役員会に付議すべき事項 2 総会で議決した事項の執行に関する事項 3 その他総会及び役員会で議決を要しない会務の執行に関する事項
議 長	1 部長又は部長が指名した者

第 28 条(班長会)

班長会は、下表に定める。

構 成	1 会長、副会長、総務部長及び指定区域の班長
招 集	1 会長が必要と認めた時
議 長	1 会長又は会長が指名した者

第 7 章 会 計

第 29 条(経 費)

当会に必要な経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

第 30 条(会 費)

当会の会費は、一世帯当たり月額 400 円とする。

- 2 会費は、各班の班長が徴収し、会計部長に納入する。
- 3 当会が必要と認められる時は、総会の議決を得て特別会費を徴収する事が出来る。

第 31 条(予算及び決算)

当会の支出予算は、事業計画を基に策定し、総会の決議により定める。

- 2 当会の支出決算は、年度末に監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第 32 条(会計年度)

当会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に開始し、翌年 3 月 31 日に終了する。

第 33 条(会計区分)

当会の会計は、次の各号の区分により処理する。

- (1)一般会計 通常の会務遂行に関する収支経理。

(2)特別会計 一般会計と区分処理が適当と認められた事業に関する収支経理。

第8章 雑則

第34条(個人情報保護の取扱)

当会が町内会活動を推進するために必要とする、個人情報の取得、利用、提供及び管理については、別途「個人情報取扱要綱」に定め、適正に運用するものとする。

第35条(細則)

当会の会務遂行上必要と認められる時は、役員会の議決により細則を制定する事が出来る。

附則

当規約は、平成2年5月19日より施行する。

平成5年	6月	6日	一部改正
平成11年	5月	9日	一部改正
平成17年	4月	17日	全部改正
平成18年	4月	16日	一部改正
平成20年	4月	27日	一部改正
平成28年	4月	17日	全部改正
平成29年	8月	1日	一部改正